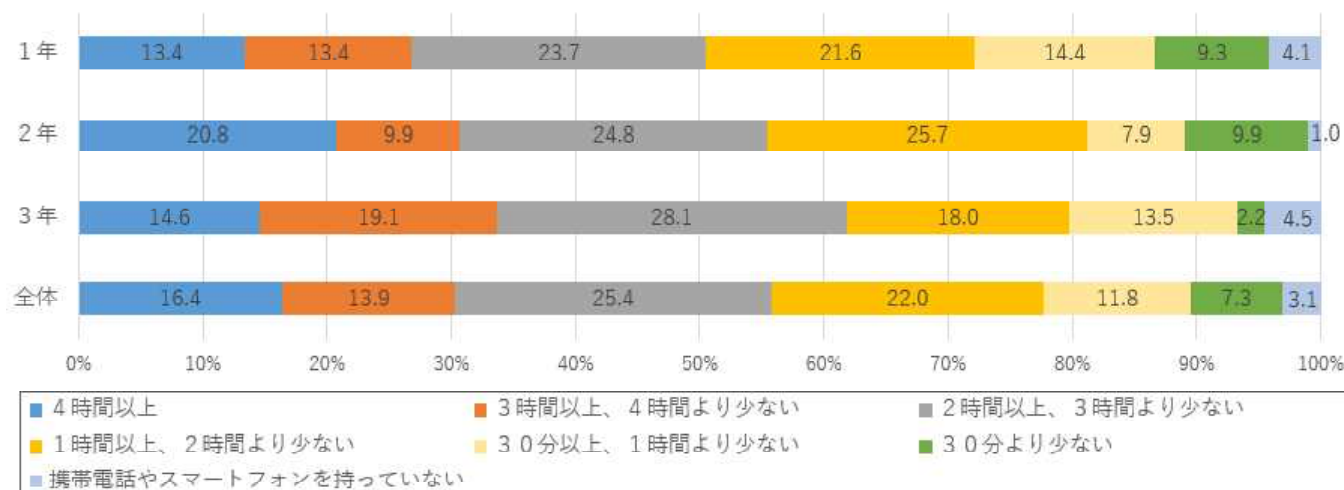


<保護者のみなさまへ>

子どもたちが大人になる頃の日本は、ソサエティ5.0という超情報化社会、そして、人工知能（AI）やロボットを活用しながら、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる社会へと進んでいきます。そのような社会においては、ICT（情報通信技術）を使いこなせることが必要不可欠です。そのため、本校においても有田市から貸与されている一人一台タブレット端末を活用した取組を積極的に進めているところです。一方で、デジタル化、情報化が急速に進む中で、子どもたちを取り巻く状況は複雑になってきています。スマートフォンやゲーム機・タブレット等があればインターネットに簡単に接続でき、SNS（Facebook、Instagram、Twitter、LINE、YouTubeなど）やオンラインゲームを簡単に利用することができる環境にあります。SNSは自分を表現したり、交友関係を広げていく場となったりと、多くのメリットがあると思います。しかしながら、当然ながらデメリットも存在します。プロフィールの作成、

文章や写真、動画の公開、コメントの書き込み、グループ化、友人紹介などの機能が、誹謗中傷やいじめの温床となったり、事件や犯罪に巻き込まれるきっかけとなったりしています。送信したメッセージが自分の思いとは違う意図で伝わったり、冷たく素っ気なく伝わったりすることもあります。また、顔が見えないことから、面と向かっては言えないきつい言葉を送ってしまうこともあります。本校においてもSNSがきっかけとなった友達同士のトラブルは少なくありません。

また、下は5月の本校独自の生活アンケートの結果です。「普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、携帯電話やスマートフォンでSNSや動画視聴などをしますか（携帯電話やスマートフォンを使って学習する時間やゲームをする時間は除きます）。」という質問に対して、2時間以上と回答した子どもが約半数にのぼります。3時間以上、4時間以上と答えた子どもたちも多く、のめり込むと1日の大半の時間を消費してしまうことも心配です。 (次のページに続く)



「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の第六条において「保護者は、…（略）…インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする」と定められているように、子どものスマホなどの利用は買い与えた保護者のみなさまの責任の下で

行われなければなりません。学校においてもこれまで同様、インターネット等を安全に正しく使うことや情報モラルの指導をできる限り徹底してまいります。ご家庭におかれましても子どもとじっくりと使用ルール等をご確認いただき、保護者の責任のもと管理等をよろしくお願いいたします。



和歌山県環境生活部
県民局青少年・男女共同
参画課啓発チラシより

今やインターネットは日常生活の一部であり、現代社会にはなくてはならない存在です。

だからこそ、子供たちが正しくインターネットと向き合い、上手に付き合っていくことが必要です。

子供たちを被害者にも加害者にもしないために、大人が責任を持って子供に寄り添い、フィルタリングの利用とともに、日頃から子供と話し合い、一緒に使い方のルールを作っていくことが大切です。

ネットの危険から お子様を守るために

フィルタリングを利用しましょう

18歳未満の青少年のフィルタリング利用は法律（※1）で義務づけられています（※2）。フィルタリングとは携帯電話会社などから提供される「有害サイトアクセス制限サービス」です。フィルタリングは、有害情報が掲載されたサイトへのアクセスや、アプリの利用を制限するだけでなく、ウイルスや詐欺などの悪意の仕掛けがあるようなサイトへのアクセスを防いでくれます。

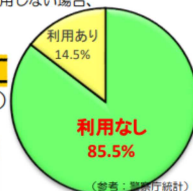
※1 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

※2 保護者の同意があれば解除は可能ですが、和歌山県青少年健全育成条例により、フィルタリングサービスを利用しない場合、保護者は、「あらかじめ知事に意見を求めること」が義務付けられており、携帯電話事業者に対しても、その理由を書面等により提出しなければなりません。詳細は裏面をご覧ください。

KEEP OUT KEEP OUT KEEP OUT KEEP OUT KEEP OUT

また、令和2年中のSNSに起因する被害児童数は、1,819人（前年比-263人）でフィルタリングの利用の有無が判明した被害児童のうち、

85.5%が被害時にフィルタリングを利用していなかったことが判明しています。



ペアレンタルコントロールを活用しましょう

ペアレンタルコントロールとは子供のスマートフォン等の使用状況を保護者が把握したり、安全管理を行ったりする仕組みで、OS事業者、アプリ開発事業者からサービスが提供されています。

例えば、子供がスマートフォン等でゲームをプレイする場合、保護者のスマートフォンで、子供の日々のプレイ状況を確認したり、プレイする時間の長さや時間帯の調整、課金の制限等を行ったりすることができます。

家庭でのルールづくりをしましょう

犯罪やインターネットトラブルからお子様を守るために、フィルタリングを利用するとともに、日頃から家庭でコミュニケーションをとり、お子様にインターネットの危険性を教えることや、一緒に使い方のルールを作るのが大切です。

【ルールの例】

- インターネットで知り合った人と直接会わない
- 個人情報のインターネットに書き込まない
- 下着や、裸の写真は撮らない、撮らせない
- アプリをダウンロードするときは保護者に確認する
- 不審なメールや、知らない人からのメールは必ず保護者にも見せる
- 人の悪口は書き込まない
- パスワードは保護者が管理する
- 利用時間は1日0時間まで

和歌山県環境生活部県民局青少年・男女共同参画課

電話 073-441-2502（直通）
FAX 073-441-2501